

# 大型特殊自動車の固定資産税(償却資産)の申告について

「償却資産」とは、会社や個人で事業をされている方の、土地及び家屋以外の有形の事業用資産（ただし、自動車税・軽自動車税の対象となる車両は除く）で、所得税法又は法人税法の所得の計算上減価償却の対象となる資産をいいます。また、償却資産の所有者は、毎年、1月1日現在での所有状況を資産が所在する市町村に申告することが法律で義務付けられています。（地方税法第383条）

車両では、大型特殊自動車等が償却資産となりますので、所有されている場合には、陸運局への登録の有無にかかわらず申告が必要です。

## 1 大型特殊自動車（償却資産申告対象）

道路運送車両法第3条で定める「大型特殊自動車」は、主に建設等のための機械として車輪や無限軌道等をもって陸上を移動することが可能となつてはいますが、自動車税の課税客体ではなく、固定資産税（償却資産）の課税対象となります。 大型特殊自動車は、下表に該当する車両となります。

【道路運送車両法施行規則別表第1（第2条関係）より抜粋】

種類	自動車の構造等	大型特殊自動車の基準（※）			
		最高速度	長さ	幅	高さ
一般用 建設用	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	<u>15km/hを 超えるも の</u>	<u>4.7mを 超えるも の</u>	<u>1.7mを 超えるも の</u>	<u>2.8mを 超えるも の</u>
農耕作業用	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	<u>35km/h以 上のも の</u>	車両サイズ・排気量等の基準なし		
その他	ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	左記のものはすべて対象			

※ 上記の大型特殊自動車の基準を超えないものは「小型特殊自動車」となり、公道での走行の有無に関わらず軽自動車税の対象になります。税務会計課でナンバープレートの交付を受けてください。また、自動車税及び軽自動車税の対象になる車両は、償却資産（固定資産税）には該当しませんので申告の際はご注意ください。

※ 乗用装置のない農耕用作業自動車は償却資産になります。

## (参考)大型特殊自動車の分類番号

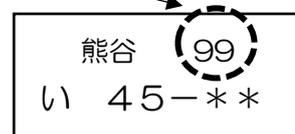
大型特殊自動車で、ナンバー登録をしている場合、ナンバープレートの分類番号は以下のとおりとなります。

分類番号	種類
0、00～09、000～099	建設機械に該当するもの（自走式作業用機械設備等） （2種：機械及び装置）
9、90～99、900～999	建設機械以外のもの（5種：車両及び運搬具）

(例) 〈建設機械の場合〉



〈建設機械以外の場合〉



## 2 償却資産の申告について

大型特殊自動車など償却資産を所有している方は、毎年1月1日現在に所有する資産について、1月31日までに吉見町役場・税務会計課まで申告してください。

また、償却資産申告書等の記載にあたっては、「固定資産税（償却資産）申告の手引」を参照してください。「固定資産税（償却資産）申告の手引」や「償却資産申告書」は、吉見町ホームページからダウンロードできます。



### 【申告先及び問い合わせ先】

〒355-0192

埼玉県比企郡吉見町大字下細谷4-1-1番地

吉見町役場 税務会計課 課税係（1階7番窓口）

TEL 0493-54-5028（直通）